

**注意！**

■この記事は発行年月日時点の内容のまま公開していますので、ご覧になった時点の法規制(農業使用基準等)等に適合しなくなった内容を含む可能性がありますから、利用にあたってはご注意ください。

# 農作物技術情報 第1号 放射性物質対策

発行日 平成24年3月22日  
発行 岩手県、岩手県農作物気象災害防止対策本部  
編集 中央農業改良普及センター 県域普及グループ (電話 0197-68-4436)

携帯電話用QRコード



「いわてアグリベンチャーネット」からご覧になれます  
パソコンからは「<http://i-agri.net>」 携帯電話からは「<http://i-agri.net/agri/i/>」

- ◆ 土壌pHを適正にし、カリ肥料を基準量施用しましょう
- ◆ 肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値(400Bq/kg)以下であることを確認し、使用しましょう
- ◆ 収穫時及び調整時に作物に土壌が付着しないようにしましょう
- ◆ ため池等からの取水は表面取水になるようにしましょう
- ◆ 牧草の利用自粛地域では畦畔草を家畜に給与しないでください

食品中の放射性物質の基準値が、平成24年4月1日から改訂されます(例:穀類、野菜等 従来 500Bq/kg→新基準 100Bq/kg)。県産農産物の安全性を確保するために次のことに留意して栽培管理を行いましょう。

## 1 土壌

- (1) カリ肥料は作物への放射性セシウムの吸収抑制に効果的です。土壌中のカリ含量が低いところで栽培された作物は放射性セシウムを吸収しやすいとの事例が多く確認されていることからカリ肥料を基準量施用しましょう。特にも土壌診断を実施し、カリ含量が土壌維持管理基準値を下回る場合は、基準値までカリ肥料の施用により土壌改良を行ってください。
- (2) 土壌pHが高いと作物に放射性セシウムが吸収されにくくなるので、pHが低い圃場は適正(土壌維持管理基準)なpHに土壌改良してから作付けしてください。

## 2 肥料・土壌改良資材・培土

- (1) 肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値は400Bq/kg(製品重量)以下です。購入・譲渡の際には販売業者等に確認のうえ使用してください。
- (2) 自ら生産した堆肥などを使用するときには、利用可能な堆肥であること(400Bq/kg以下)を確認してください。
- (3) なお、還元施用(※1)の場合は、農地土壌中の放射性物質が原発事故による放射性セシウム降下時点の状態よりも増加しないので、施用することができるとされています。
- (4) 堆肥を施用する際には、完熟堆肥の場合は2~3週間前、それ以外は1ヶ月以上前に農地へ散布・耕起し土になじませておきましょう。
- (5) 薪ストーブ等の焼却灰については、放射性セシウム濃度が高いことが懸念されるので、農地への施用、作物への塗布、融雪剤としての利用、農産加工利用(あくぬきなど)等を行わないでください。

※1 還元施用とは、以下の場合を指します。

ア 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に施用する場合

イ 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物またはそれを原料とする堆肥を施用する場合

ウ 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用する場合

### 3 収穫・出荷調製

- (1) 作物への土壌の付着により、放射性セシウムが検出されるリスクが高まりますので、収穫時には作物に土壌が付着しないよう留意しましょう。根菜類など土壌が付着しているものは、丁寧に洗浄を行ってください。
- (2) 収穫時に利用するコンテナ、ケース、段ボール箱などへの土壌の付着を防ぐとともに、コンテナ等はよく洗浄してから使用し、洗浄の頻度を上げてください。
- (3) 収穫に利用するはさみや手袋についても土壌が付着しないように留意してください。
- (4) 選別や調製時には、手をよく洗浄するとともに、選別・調製等に利用する出荷台や選果器などの汚染防止に留意してください。

### 4 用水

- (1) ため池等からの用水を利用する場合には、温水を取水するという観点からも、表面からの取水に努めてください。
- (2) 平成 24 年 2 月 17 日に環境省が発表した県内の公共用水域における放射線物質モニタリング結果（河川 18 点）では、
  - ア 水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに全て不検出
  - イ 河川の底質（堆積土砂等）からは、一定の放射性セシウムが検出  
となっていますので、ため池等の底質の混入は避けるよう留意してください。

### 5 畦畔草の扱い

牧草の利用自粛地域の畦畔草について、刈り払った畦畔草は、家畜に給与せずその場に残置してください。また、利用自粛地域以外の畦畔草の利用は、24 年産牧草の放射性物質検査の結果に基づき取扱いを判断します。

次号は 4 月 26 日(木)発行の予定です。気象や作物の生育状況により号外を発行することがあります。発行時点での最新情報に基づき作成しております。発行日を確認のうえ、必ず最新情報をご利用下さい。